

August 2019

2019年税法改正案 ― 関税

1. 再輸入物品の関税免除対象の拡大(関税法 § 99、関税法施行規則 § 54)

□ 改正前

関税法上、①韓国から輸出された物品が、②海外で製造・加工・修理又は使用(使用等)されず、③輸出申告受理日から2年以内に再び輸入される場合に関税免除が可能(再輸入免税)。例外的に「博覧会・展示会に出品する物品」又は「賃貸借契約又は請負契約に基づき輸出される物品」の場合、②の要件を緩和し、海外で使用等がなされた場合においても関税を免除。

□ 改正内容

上記②の要件を緩和し、海外で使用等がなされた場合にも再輸入免税を適用することのできる減免対象の拡大(輸出物品の設置・組立のための装備、輸出物品の状態を測定する機器、国際競技大会参加等のために一時的に持ち出すスポーツ関連物品、輸入物品の積載容器等)。

□ 改正の効果

輸出入に必ず付随する物品に対する関税の免除により、輸出入企業の関税負担の軽減が予想される。また、これまでは、韓国から輸出されたのち、再輸入される国際競技大会参加に伴い持ち出す物品に対する関税法上の減免規定がなかったため、旅行者の携帯品減免規定を適用するなどの混乱が生じていたが、今回の関税法改正により、このような問題が解消されるとみられる。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の輸入申告分から適用。

2. FTA特恵関税の事後適用申請期限に係る例外規定の新設 (自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律 § 9)

□ 改正前

輸入申告が受理される前に協定関税の適用申請を行うことができなかった輸入者は、当該物品の輸入申告受理日から1年以内に限り、協定関税の適用申請が可能。

□ 改正内容

輸入申告と異なる品目分類に適用する更正のなされた場合、「納付告知を受けた日から45日以内」であれば事後申請が可能。

□ 改正の効果

納税者の意図に関係なく、輸入申告後に課税官庁によって品目分類が変更された場合には、輸入申告受理日から1年が経過している場合、協定関税の適用を受けることができなかったが、今回の関税法改正により救済が可能になった。

ただし、協定関税の事後適用の申請を行うためには、原産地証明書を提出しなければならないため、韓・ASEAN間の自由貿易協定(FTA)に基づき、原産地証明書の発給期限が船積日から1年の場合には、特恵が制限的となるため、留意が必要である。

□ 適用時期

2020年4月1日以降の協定関税事後適用申請分から適用。



NATIONAL FIRM OF THE YEAR
SOUTH KOREA
CHAMBERS ASIA-PACIFIC AWARDS

Yulchon LLC

Korea | Vietnam | China | Myanmar | Russia | Indonesia*
* in association with Roosdiono & Partners

[Subscribe](#) | [View More Updates](#) | [Contact Us](#)

Material included in our newsletter has been prepared for informational purposes only and is not offered as legal advice on any particular matter. Yulchon and contributing authors disclaim all liability for the newsletter's content and are not responsible for any third party contents which can be accessed through this newsletter.

Copyright 2019 Yulchon LLC. All rights reserved